

## 公営住宅の入居者を募集します

定住促進課

受付期間	8月1日(木)～8月8日(木)
受付場所	定住促進課住まい室
募集戸数	公営住宅3戸、特定公共賃貸住宅2戸、計5戸
お申し込みに必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居申込書</li> <li>2. 住宅等状況申告書</li> <li>3. 所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など)</li> <li>4. 地方税の滞納がないことを証明する書類</li> <li>5. 世帯全員分の住民票(町外の方のみ) ※本籍地の表示は不要</li> <li>6. その他必要と認める書類</li> <li>7. 印鑑</li> </ol> <p>※3、4の書類は、入居予定者の中で所得のある方全員分を提出。 ※下線の書類は、定住促進課住まい室に用意してあります。</p>

### ●公営住宅

	募集団地	場 所	戸数、家賃	建築年、構造、設備等	そ の 他
①	西8号団地A3	西町8丁目4番	・1戸 ・2階3LDK (70.6㎡) ・19,800円～29,500円	・1988(昭和63)年 ・耐火構造3階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(煙突)、照明設備は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
②	北団地A1	北町3丁目10番	・1戸 ・2階3LDK (71.3㎡) ・22,100円～33,000円	・1990(平成2)年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(煙突)は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
③	北団地A3	北町3丁目11番	・1戸 ・1階3LDK (70.16㎡) ・22,400円～33,300円	・1992(平成4)年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF)は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
入居資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同居または同居しようとする親族がいる方(婚約中の方なども含む)、または60歳以上の方</li> <li>2. 法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下 ※ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。 ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合 ・精神障がい等級1級から2級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合 ※上記の外にも要件がありますので、お問い合わせ下さい。</li> </ol>				

### ●特定公共賃貸住宅

	募集団地	場 所	戸数、家賃	建築年、構造、設備等	そ の 他
①	アヴニール(単身者)	西町1丁目9番	・1戸(1階) ・1LDK (37.2㎡) ・30,400円～49,200円	・1994(平成6)年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・オール電化 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
②	南団地(高額所得世帯)	南町1丁目7番	・1戸(2階) ・3LDK (80.9㎡) ・51,200円～94,500円	・1997(平成9)年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF)は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
入居資格	町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方、または入居後所得の上昇が見込まれる方 ※詳細はお問合せください</li> </ol>				

**注 意 事 項** / 入居申込者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合は入居できません。  
室内・室外でペット飼育は認められません。

**選 考 方 法** / 入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。  
**入 居 期 限** / 8月末 ※期限迄に入居することが要件となっています。

**敷 金** / 家賃の3ヵ月分

**連 帯 保 証 人** / 入居者が家賃滞納等をした際に、代わって弁済することが可能な程度の定期的な収入がある方2人。

**お問い合わせ** / 定住促進課住まい室 ☎ 8 2 - 2 1 1 1 (内線115、116)

## 東川町は文化芸術活動やスポーツをがんばる人を応援します!!

これまでスポーツのみを対象としていた補助金を、文化や芸術の分野で全道・全国大会へ出場する場合にも対象となるよう改正しました。また、全国大会へ出場する高校生を対象としたほか補助割合も拡充しましたので、ぜひご活用ください。

### ●はつらつ文化芸術・スポーツ等振興奨励事業補助金

【問合せ:生涯学習推進課 ☎内線585.586】

対象要件(町内に住所を有し、下記の要件を満たす方)		補助対象者	補助率等
小学生	地区予選大会等で優秀な成績を収め、全道規模以上の大会に出場する個人・団体	・選手	補助対象経費の75%以内 (参加料のみ100%以内)
中学生	中学校部活動以外で、地区予選大会等で優秀な成績を収め、全道規模以上の大会に参加する個人・団体個人・団体	・引率者(監督)1名	補助対象経費の100%以内
高校生	地区予選大会等で優秀な成績を収め、全国規模以上の大会に参加する者 ※全道大会は出場分は対象外 ※父母会やOB会などが支援して遠征費を負担する場合は対象外	・大会登録上必要な引率者(コーチ、記録者等)は5名を限度 ※選手が高校生の場合は対象外	補助対象経費の75%以内
一般(大人)	①地区予選大会等で優秀な成績を収め、全国規模以上の大会に参加する個人・団体 ②地区の選考および推薦を受けて全国大会に参加する個人・団体 ③自らの知識や経験を子どもたちに伝授し、子どもたちの未来を飛躍させる基盤と仕組みづくりに賛同していただける方 ※全道大会は出場分は対象外	・選手 ・引率者(監督)1名 ・大会登録上必要な引率者(コーチ、記録者等)は5名を限度	補助対象経費の1/3以内 (3万円が上限)
		補助対象経費=交通費+宿泊費+参加料	
		(一人、一団体あたり年間申請可能回数) 全国大会:2回まで 全道大会:2回まで	
		補助対象経費=交通費+宿泊費+参加料	
		(一人、一団体あたり年間申請可能回数) 全国大会:2回まで 全道大会:2回まで	

※スポーツ指導者の養成や、B&G財団主催事業の参加者に対する補助などもあります。  
※中体連、部活動で出場する場合は、学校教育課(☎内線582)で別メニューの補助金を活用できます。

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶地区予選大会等がなく、最初から全道大会・全国大会となるものは対象外です。</li> <li>▶上川管内中央部の1市8町で開催される大会は対象外です。</li> <li>▶スポーツに限らず、書道、ピアノ等の大会も対象となります。</li> <li>▶対象者は原則として東川町に住所を有する個人と、主たる活動を東川町で行う団体です。</li> <li>▶対象は個人、少年団、クラブチーム、スポーツクラブなど区分は問いません。</li> <li>▶申請にあたっては、団体種目は団体名で、個人種目は個人名(未成年者の場合は、保護者名)で申請いただきます。</li> <li>▶大会登録上必要な引率者(コーチ、記録者等)は、大会申込書などで確認させていただく場合があります。</li> <li>▶食糧費、消耗品費(事務用品、湿布、薬代など)、傷害保険料、ユニフォーム代、備品購入費などは対象になりません。</li> <li>▶この補助制度を活用する場合は、事前申請となります。(初年度につき、4月から7月分は事後申請を受付けます。)</li> </ul>
	<p><b>【申請時に必要なもの】</b>                  ①地区予選大会大会要項 ②地区予選大会等結果 ③全道大会大会要項 ④全道大会結果 ⑤全国大会大会要項 ⑥全国大会結果 ⑦領収証写し ⑧新聞記事などの資料 ⑨地区の選考及び推薦を受けたことが分かるもの ⑩振込先通帳写し(小・中・高校生個人の場合は保護者名義の口座番号が分かるもの。団体の場合は団体名義の口座番号が分かるもの)</p>